

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる出席停止について

新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）にかかった場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の取り扱いをいたします。この期間は欠席扱いとなりませんのでご安心いただき治療に専念してください。また、発熱等、風邪症状がある場合なども同様の扱いになります。

登校する際には、下記の報告書に記入して、担任までご提出いただきますようお願いいたします。

報 告 書

令和 年 月 日

三重県立四日市高等学校長 様

_____年 _____組 _____席 名前_____

1. 出席停止となる事由（○を付けてください）

- 医療機関において新型コロナウイルス感染症と診断された
- 新型コロナウイルス感染症患者と接触があり、保健所等に医療機関の受診や自宅等での待機を求められた
- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が続いている
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
- 強い倦怠感（体のだるさ）や呼吸困難（息苦しさ）がある
- 上記にはあたらないが発熱等の風邪症状がみられる
- 同居家族が濃厚接触者になり自宅等での待機を求められた
- コロナワクチン接種及びその後の体調不良
- その他 理由 _____

2. 出席停止期間

令和 年 _____月 _____日 () ~ _____月 _____日 ()

3. 受診した場合にかかった医療機関 ※受診は必須ではありません

医療機関名 _____

医師による指示 _____

4. 出席停止期間中の様子（発熱等の経過）

保護者名 _____

注) 本校ホームページからダウンロードできます